

4

立地適正化に向けた基本方針

4-1. 目指す都市像

本市では、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランにおいて都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」と定め、これまでに整備を進めてきた都市基盤や都市機能を最大限に活用し、コンパクトで効率的な都市構造の構築と、それと連携した交通ネットワークの充実に取り組むこととしています。

本計画の策定にあたっては、コンパクトなまちづくりに向けた課題等を踏まえ、医療施設や商業施設、居住地がまとまって立地し、高齢者や障がい者など誰もが徒歩や自転車、公共交通により、これら生活利便施設に容易にアクセスできる環境の維持を図るとともに、北北海道の拠点都市として、また、旭川圏都市計画区域の中核都市としての魅力向上や機能の連携を図ることで、将来にわたり、これまでどおりの暮らしやすさや賑わい等を確保できるよう、次のように計画の策定により目指す都市像を定めます。

立地適正化計画の策定により目指す都市像

『誰もが徒歩や公共交通により安心快適に暮らせる都市』

『北北海道の都市活力を牽引する都市』

4-2. 都市機能や居住の立地適正化に向けた基本方針

人口減少や少子高齢化の時代においても、利便性や賑わいが確保された持続的な都市経営を可能とするためには、既存ストックを有効活用し、効率的な公共サービスが提供できるよう、都市の骨格となるエリアを示し、そのエリアにおいて一定程度の都市機能や居住を集積していく必要があります。

本市においては、既に都市基盤が整備されている中心市街地や地域核拠点を中心に、日常生活を支える都市機能の維持・集積を誘導するとともに、その周辺や基幹的な交通網沿道など利便性の高いエリアへの居住の誘導を図ることで、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指します。

また、コンパクトな都市空間の形成を進めるにあたっては、各拠点間や周辺自治体とのアクセス利便性の確保など公共交通ネットワークとの連携も重要となることから、次のような基本方針を定め、都市機能や居住の誘導、公共交通との連携を図っていきます。

立地適正化に向けた基本方針

- 身近な生活圏における賑わいのある拠点の確保
- 高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成
- 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成
- 安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保
- 拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

[1] 都市機能の誘導方針

■ 身近な生活圏における賑わいのある拠点の確保

各地域に形成されている商業地を中心とした地域核拠点においては、住み慣れた身近な生活圏で安心・快適な暮らしを続けられるよう、既に備わっている日常生活に必要な都市機能（店舗や診療所等）や公共交通のアクセス利便性等の維持を図り、地域の特性に応じた賑わいのある拠点の確保を目指します。

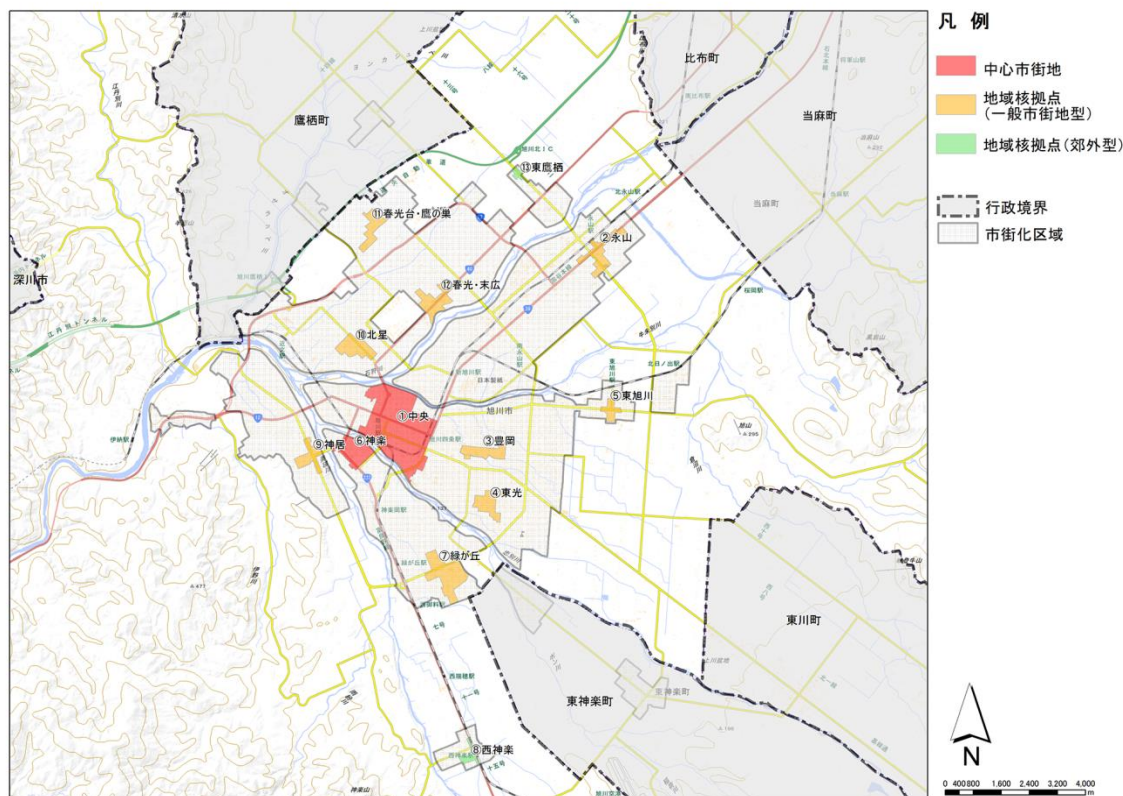


図 地域核拠点位置図

[地域核拠点]

都市計画マスタープランにおいて、各地域に形成されている地域商業地周辺を中心に、地域の成り立ちや生活利便施設の集積状況、路線バスの運行状況などの地域特性を踏まえ、「地域まちづくり推進協議会」のエリア毎に原則1箇所ずつ設定された地域の核となる拠点（全13箇所）。

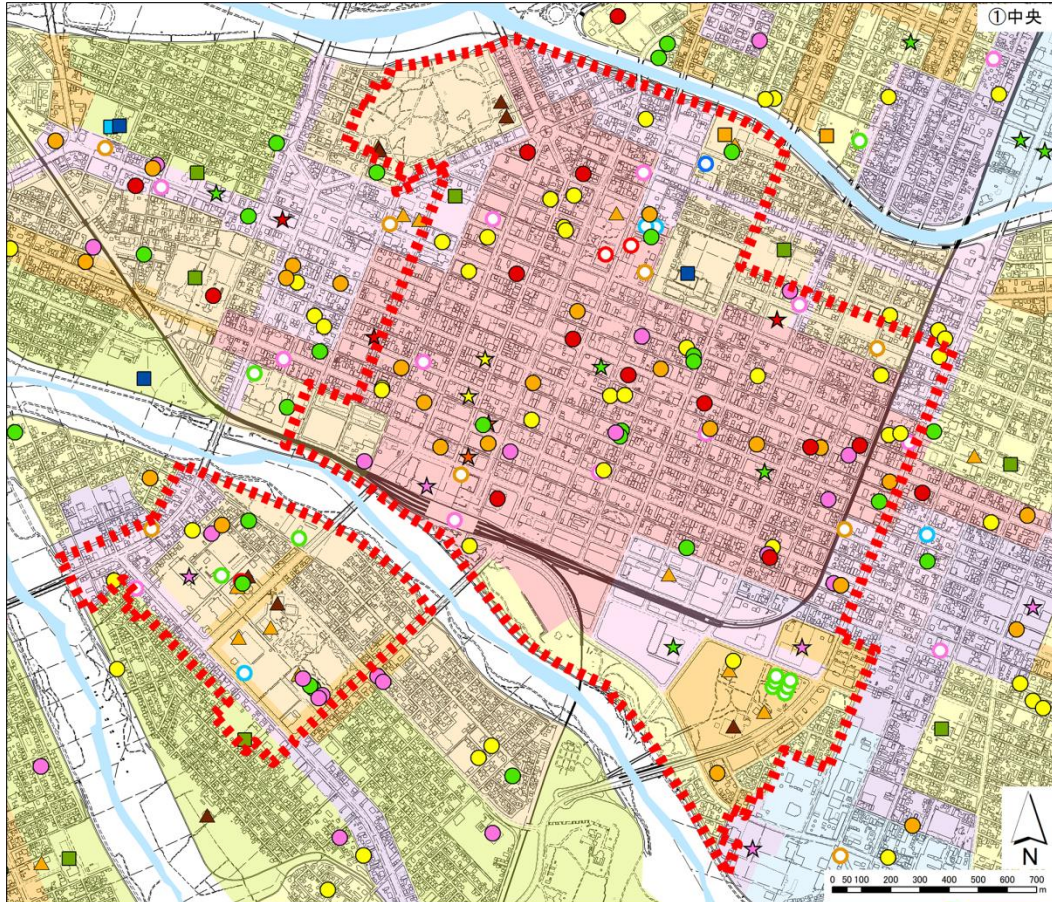
拠点の特徴により、「中心市街地」「一般市街地型」「郊外型」に分類。（※各地域核拠点カルテ参照）

拠点の範囲は、地域の主要な道路の交差点からの徒歩圏（原則500m）を基本とし、拠点内及びその周辺の公共施設や低未利用地の分布状況等も考慮し、具体的な区域境界を設定

なお、区域境界は、用途地域界、その他の地域地区界又は地形地物界から設定

【①中央地域核拠点】

旭川市中心市街地活性化基本計画で設定された区域のうち、神楽地区を除いた範囲で、JR旭川駅を中心に発達した交通結節機能を生かし、旭川市役所をはじめとする、文化会館やときわ市民ホール、中央図書館、大成市民センター体育館、市民活動交流センターなどの公共施設のほか、様々な業務機能や医療機能、商業機能など高次の都市機能や集合住宅等の居住機能が集積する拠点。



- 地域内人口：約 28.0 千人(H27) ■路線バス：多数
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：高次都市機能が多数集積し、公共交通の総合的な結節点で、市内外問わず北海道の広域的な拠点となっている。

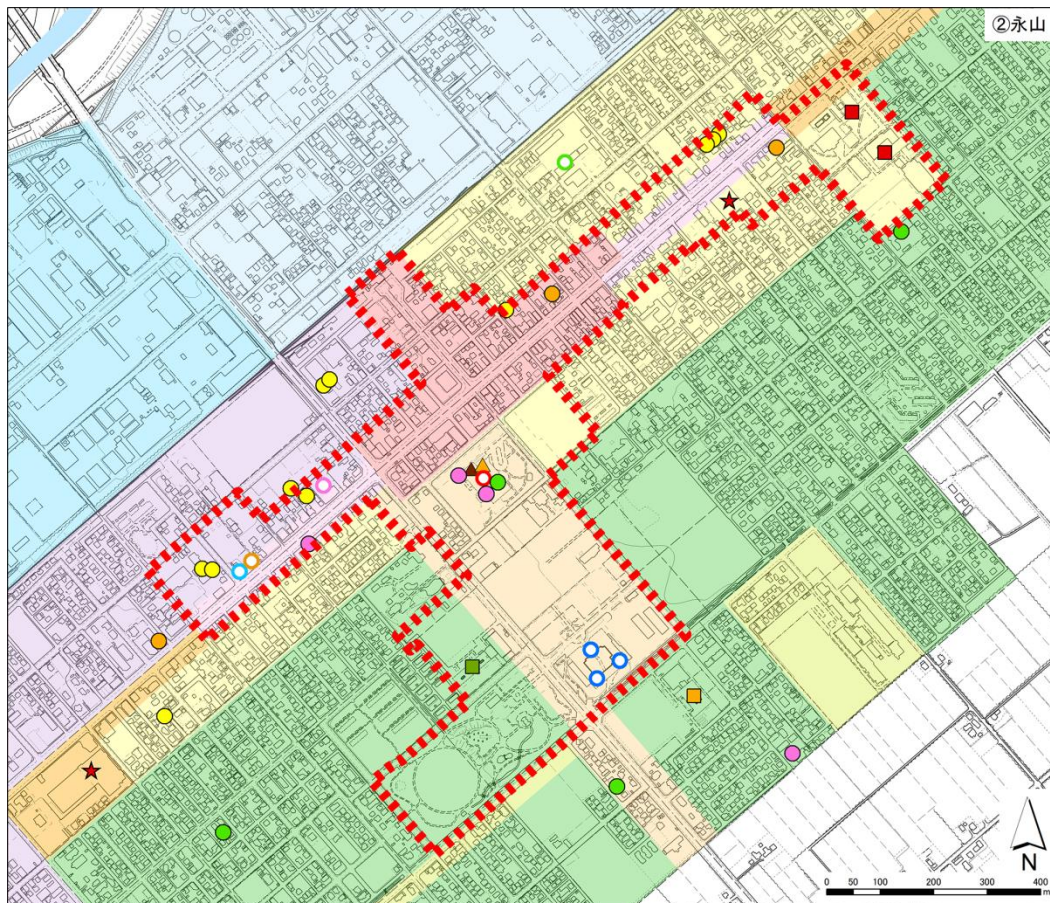
■拠点の分類： **中心市街地**

凡例 医療機能 ● 病院 ○ 診療所 介護福祉機能 ● 高齢者福祉施設 ● 障害者福祉施設	教育機能 ● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校 ● 大学短大 ● その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ☆ スーパー・専門店	行政機能 ● 市の窓口 ● 道の窓口 ● 国の窓口 ● 警察署 ● 消防署 ▲ 公的集會施設	金融機能 ● 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
--	--	--	---	--	--

図 中央地域核拠点カルテ（抜粋）

【②永山地域核拠点】

ＪＡあさひかわ永山付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、国道 39 号線沿道の商業地域・近隣商業地域・準工業地域を含む街区を基本とした、永山市民交流センターや上川総合振興局等の行政施設、ＪＲ永山駅、永山小学校・旭川大学等の教育施設などを含み、市営住宅や永山中学校が隣接する拠点。

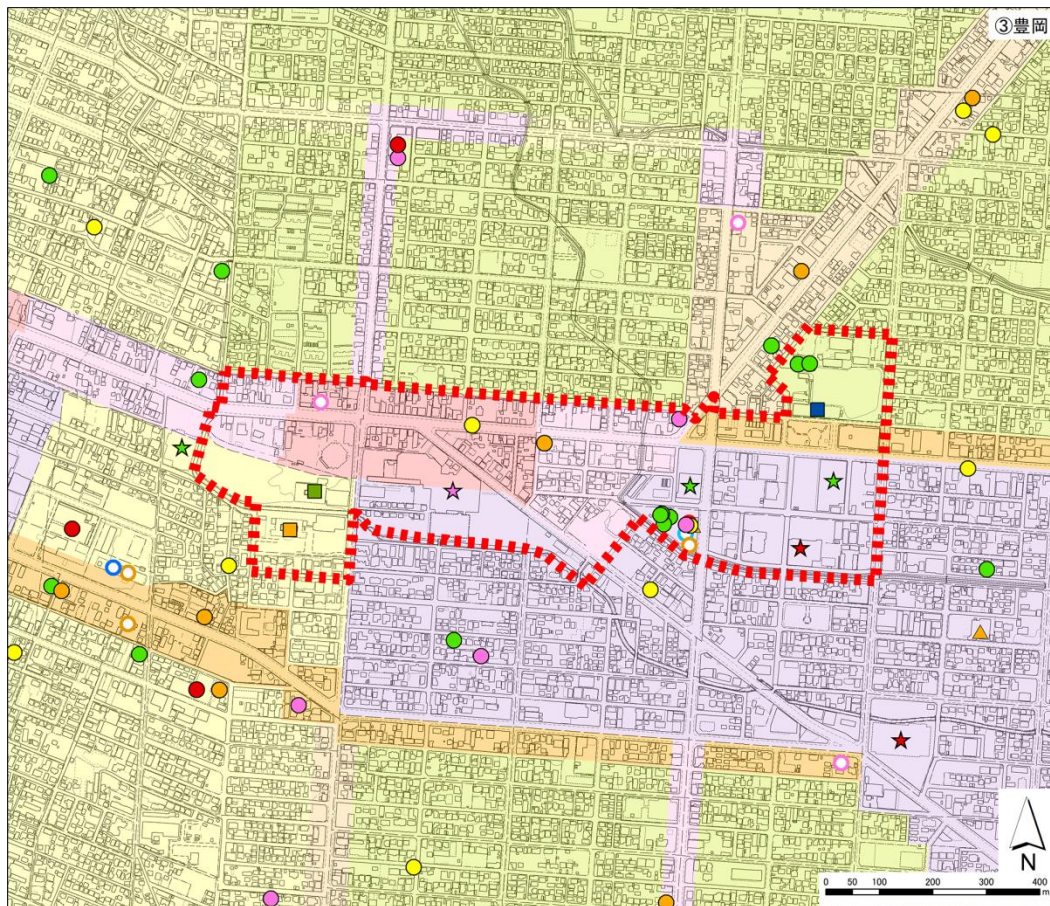


- 地域内人口：約 56.3 千人(H27) ■路線バス：11 系統・運行 103 本（6.1 本/h）
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの、合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺市街地や農村部の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。また、旭川大学等の高等教育研究施設や上川総合振興局など広域的な拠点機能も備えている。
- 拠点の分類：一般市街地型

図 永山地域核拠点カルテ（抜粋）

【③豊岡地域核拠点】

豊岡4条2丁目のバス停付近を中心とした徒歩圏内（半径500m程度）で、4条通沿道の商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域を基本とした、東部まちづくりセンターや東町小学校・光陽中学校・龍谷高校などを含み、市営住宅や旭川厚生病院などが隣接する拠点。

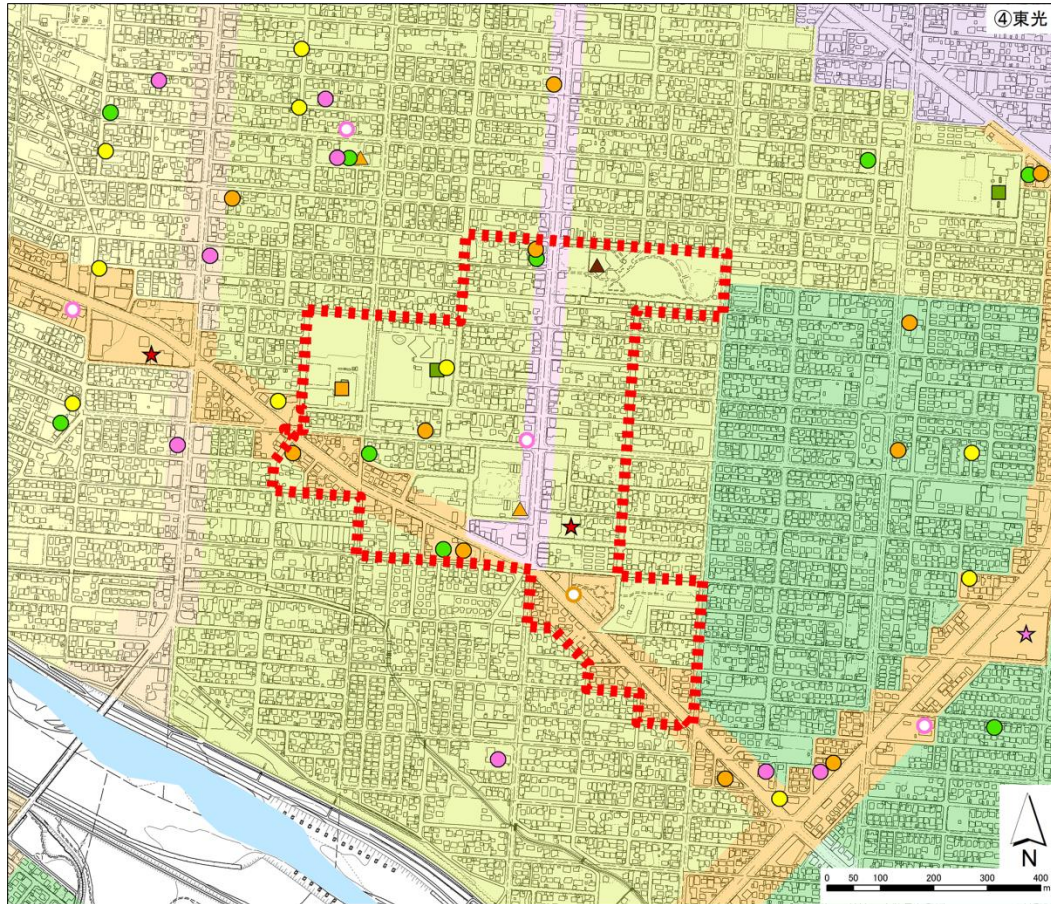


- 地域内人口：約23.9千人(H27) ■路線バス：18系統・運行249本（14.6本/h）
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院△・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館×・保育所等○
- 拠点の特徴：中心市街地に比較的近く、都市機能が充実しているとともに、公共交通の結節点であることから、周辺の既成市街地の生活拠点となっているほか、隣接する東光・東旭川地域の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 豊岡地域核拠点カルテ（抜粋）

【④東光地域核拠点】

東光公民館付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、永山東光線沿道の近隣商業地域、南6条通沿道の準住居地域を含む街区を基本とした、東光公民館や東光図書館、千代田小学校・東光中学校、市営住宅などを含む拠点。

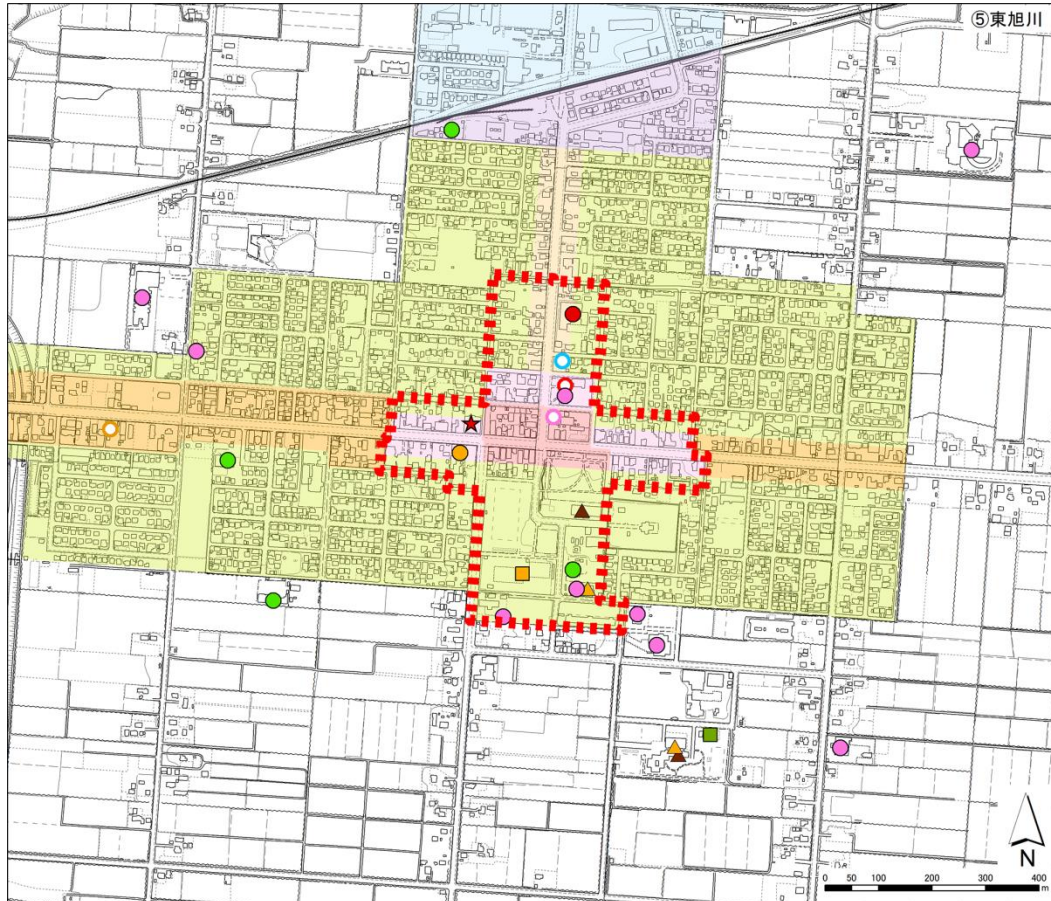


- 地域内人口：約 49.8 千人(H27) ■路線バス：5 系統・運行 147 本（8.6 本/h）
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設△・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口×・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：都市機能や公共交通が充実しており、周辺の既成市街地や市街地縁辺部に広がる低層住宅地、市営住宅の生活拠点となっている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 東光地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑤東旭川地域核拠点】

屯田公園付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 300m程度）で、神居旭山通沿道の商業地域・近隣商業地域，東旭川駅前通沿道の近隣商業地域・準住居地域を含む街区を基本とした，東旭川支所や東部老人福祉センター，旭川小・中学校，兵村記念館，市営住宅などを含み，JR東旭川駅や公民館が隣接する拠点。

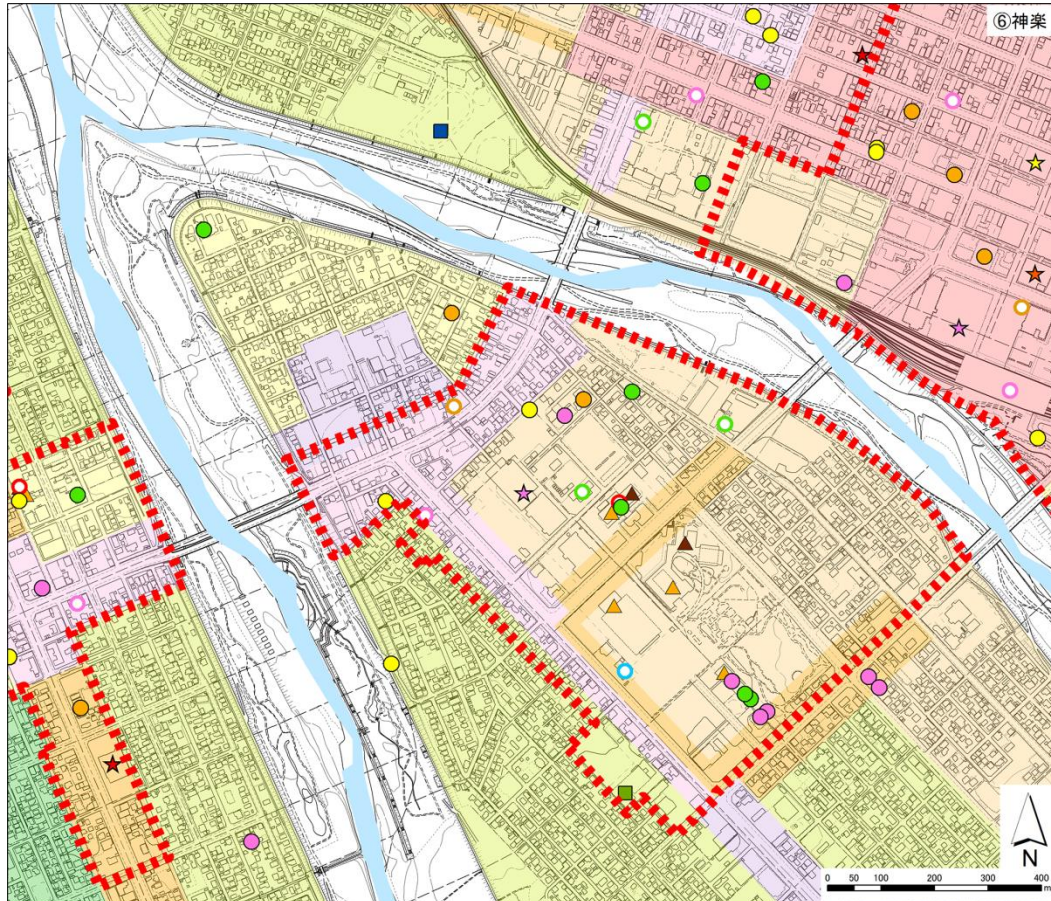


- 地域内人口：約 14.6 千人(H27) ■路線バス：5 系統・運行 68 本（4.0 本/h）
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設×・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館△・保育所等○
- 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの，合併以前からの旧市街地で，都市機能や公共交通が整っており，周辺の既成市街地や農村部の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 東旭川地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑥神楽地域核拠点】

大雪アリーナ付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、区域の西側と南側は国道 237 号線沿道の近隣商業地域を含む街区、北側は神居 3 条通、東側は永隆橋通に囲まれた第 2 種住居地域・準住居地域を基本とした、神楽支所・公民館等の行政施設、クリスタルホールや大雪アリーナ等の文化施設、神楽小学校、神楽保育所などを含む拠点。

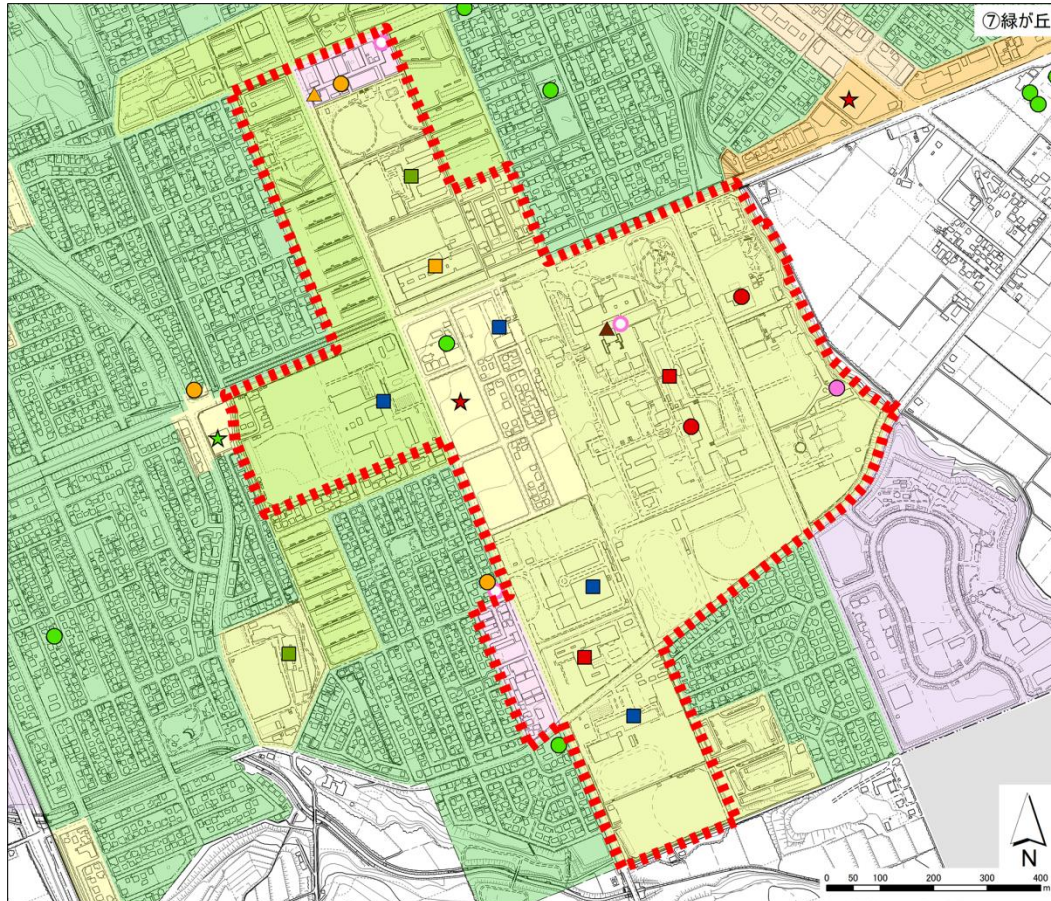


- 地域内人口：約 16.8 千人(H27) ■路線バス：多数
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺の既存市街地の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっているほか、全市的な文化施設等も集積しており、中心市街地の一端を担っている。
- 拠点の分類： 中心市街地

図 神楽地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑦緑が丘地域核拠点】

旭川工業高校付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、神楽岡通沿道の近隣商業地域のほか、環状1号線及び神楽岡通沿道の第1種住居地域・第2種中高層住居専用地域を基本とした、旭川医科大学病院や緑が丘小・中学校・工業高校・医科大学等の教育施設、道営住宅などを含む拠点。

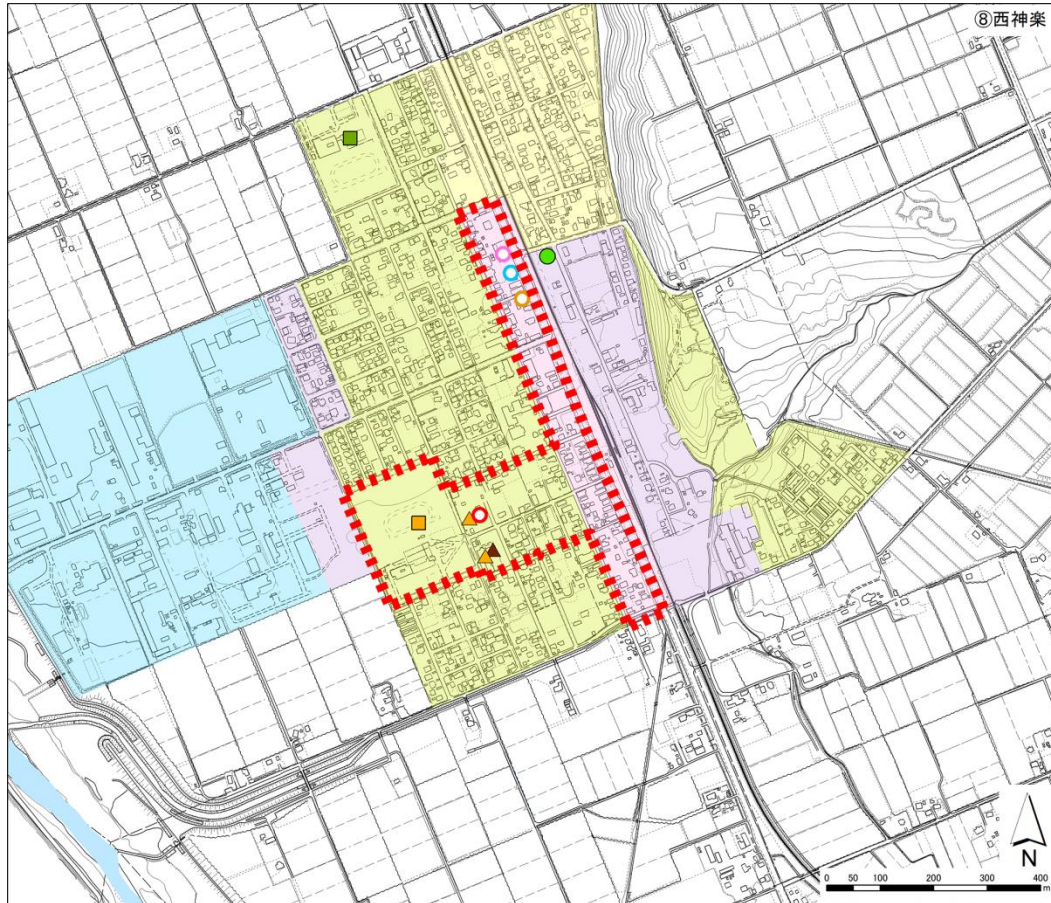


- 地域内人口：約 20.1 千人(H27) ■路線バス：5 系統・運行 149 本（8.8 本/h）
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設×・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口×・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：都市機能や公共交通が充実しており、周辺に広がる低層住宅地や公営住宅の生活拠点となっている。また、特定医療病院である医大病院をはじめ、医大や中小企業大学等の高等教育研究施設の立地、さらには、研究・開発業務地であるリサーチパークが隣接するなど広域的な拠点機能も備えている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 緑が丘地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑧西神楽地域核拠点】

JR西神楽駅前を中心とした徒歩圏内（300m程度）で、国道237号線沿道の近隣商業地域を基本とし、地域の拠点施設である西神楽支所や農業改善センター、西神楽中学校を含む拠点。

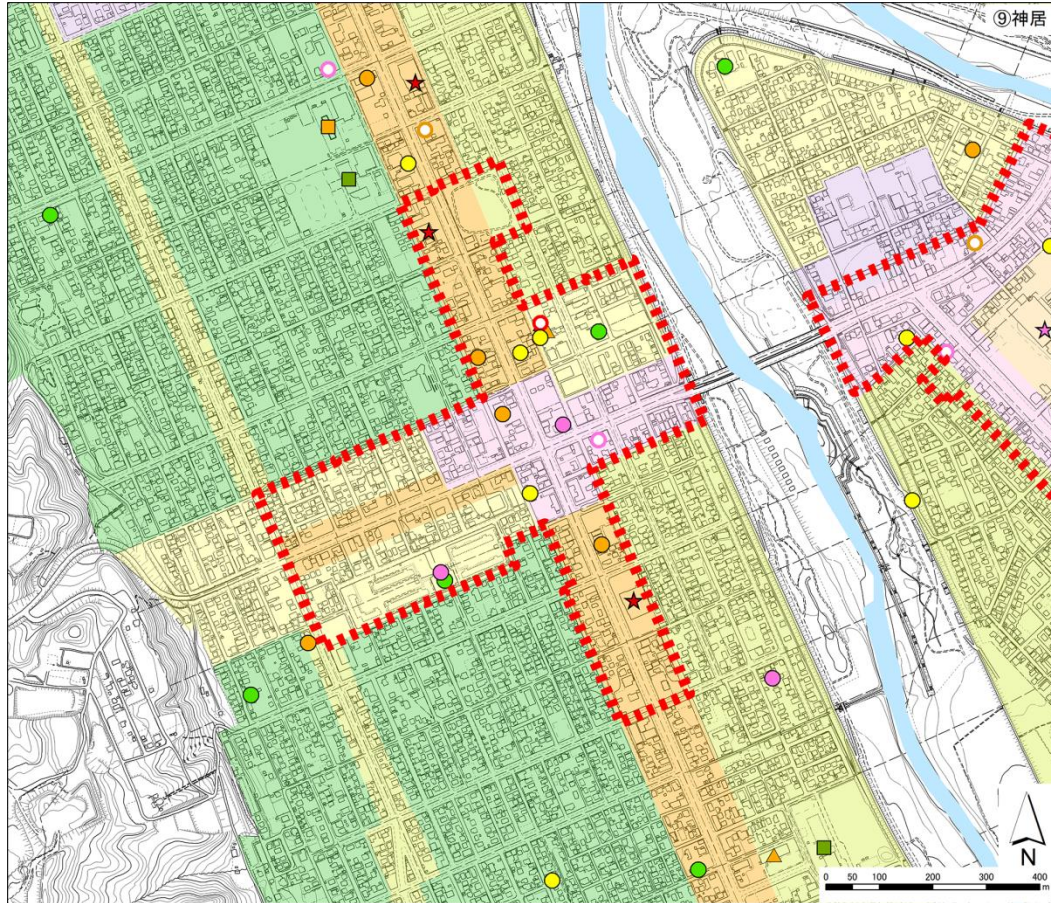


- 地域内人口：約3.0千人(H27) ■路線バス：3系統・運行17本(1.0本/h)
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院×・診療所×・高齢者福祉施設×・障害者福祉施設×・小学校△
 - ・スーパー×・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等△
- 拠点の特徴：中心市街地から離れており、人口・都市機能とも少ないが、合併以前からの旧市街地で、周辺農村部の地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： 郊外型

図 西神楽地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑨神居地域核拠点】

神居十字街付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、交差点付近の近隣商業地域、環状 1 号線沿道の準住居地域、神居旭山通沿道の準住居地域・第 1 種住居地域を基本とした、神居支所・公民館、市営住宅を含み、神居小・中学校が隣接する拠点。



地域内人口：約 31.6 千人(H27) ■路線バス：22 系統・運行 190 本（11.2 本/h）

■都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接

- ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校△
- ・スーパー○・市窓口○・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○

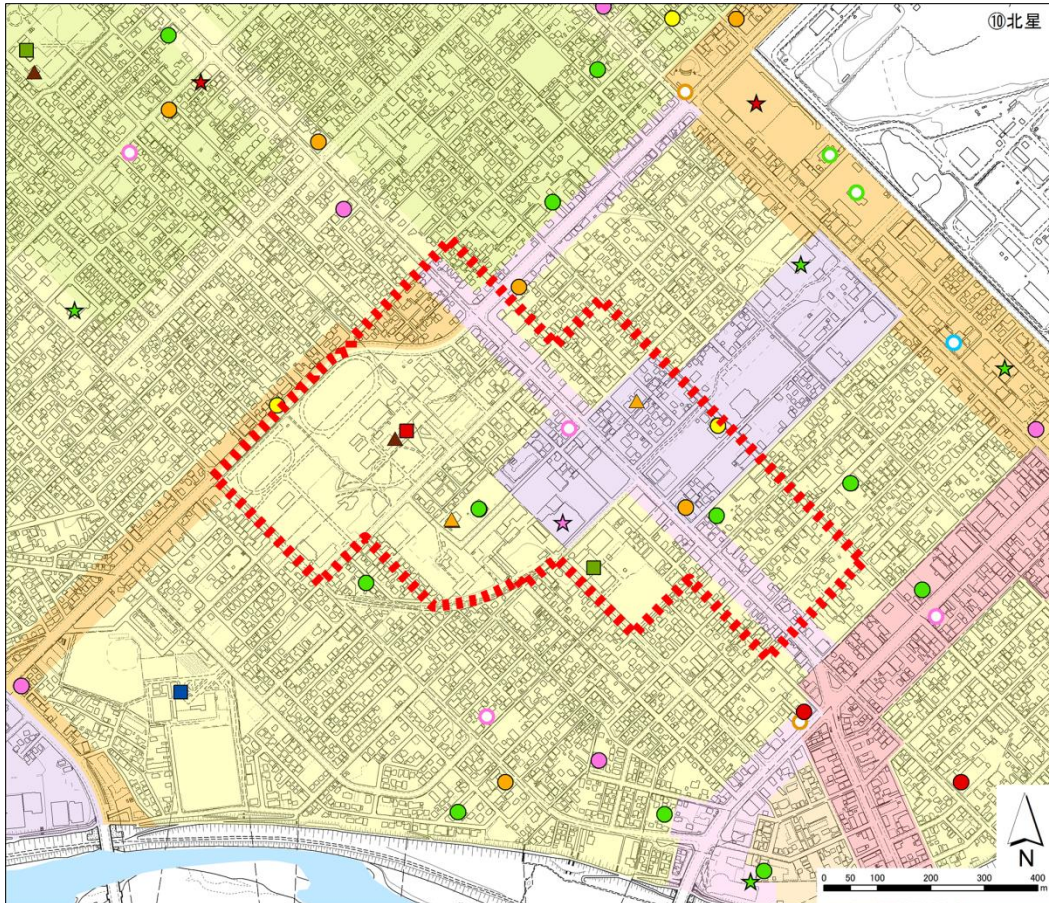
■拠点の特徴：中心市街地から比較的近く、合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺の既成市街地や市街地縁辺に広がる低層住宅地の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。

■拠点の分類： **一般市街地型**

図 神居地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑩北星地域核拠点】

旭町通の郵便局前付近を中心とした徒歩圏内（半径 500m 程度）で、旭町通沿道の近隣商業地域、準工業地域、準住居地域を基本とした、北星公民館や地区センター、大有小学校、教育大学旭川校を含み、旭川西高校が隣接する拠点。

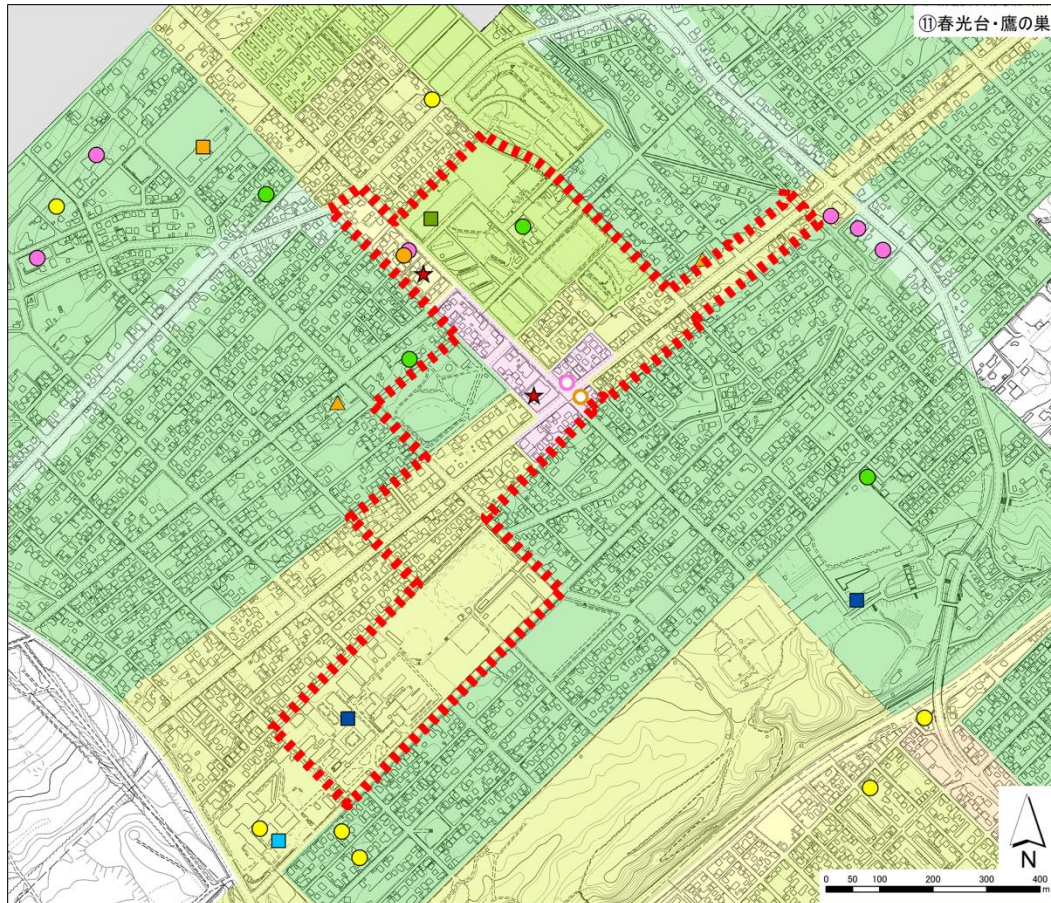


- 地域内人口：31.2 千人 (H27) ■ 路線バス：7 系統・運行 106 本 (6.2 本/h)
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院△・診療所○・高齢者福祉施設△・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口×・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：中心市街地から比較的近く、都市機能や公共交通が充実しており、周辺の既存市街地や高等教育研究機関である教育大学旭川校などの生活拠点となっている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 北星地域核拠点カルテ（抜粋）

【①春光台・鷹の巣地域核拠点】

春光台郵便局付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、春光高台線と春光台通沿道の近隣商業地域，第 1 種住居地域，第 2 種中高層住居専用地域を基本とした，春光台地区センターや高台小学校，道営・市営住宅のほか，旭川工業高等専門学校を含む拠点。

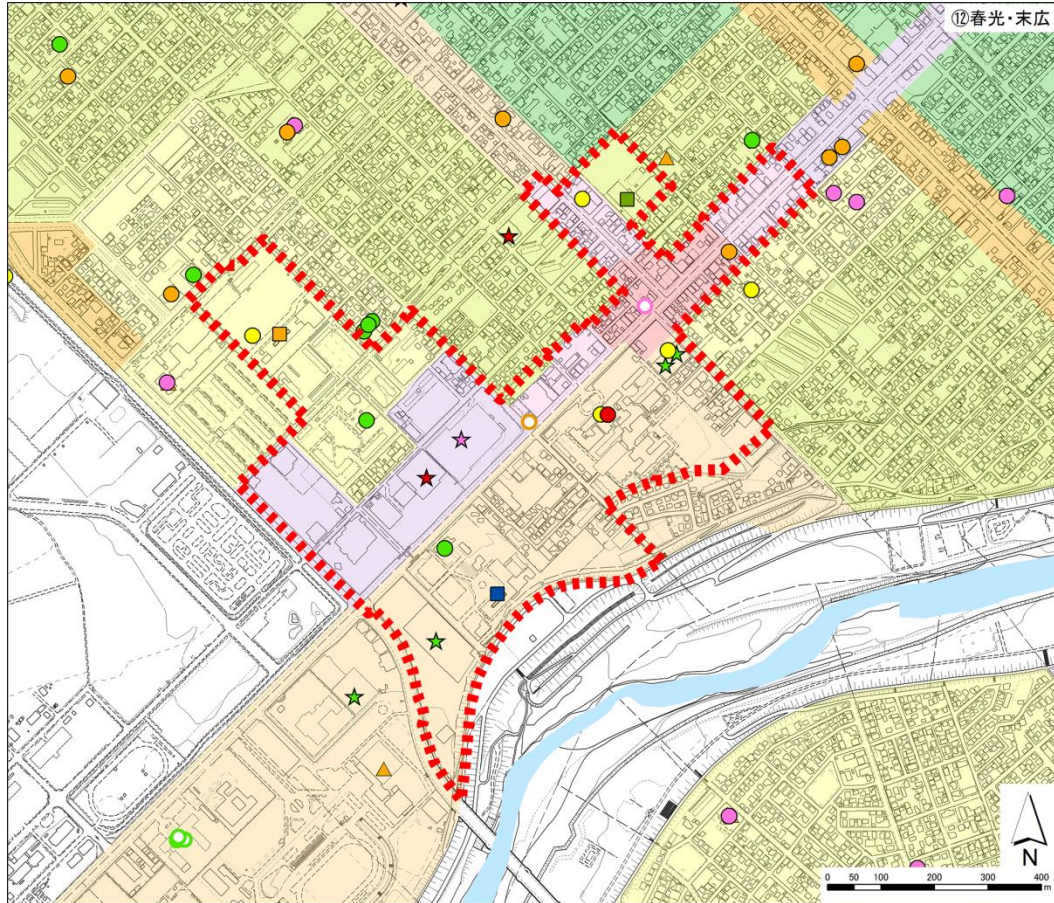


- 地域内人口：12.6 千人(H27) ■路線バス：6 系統・運行 64 本（3.8 本/h）
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設△・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口×・公民館等○・郵便局○・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの，都市機能や公共交通が整っており，周辺の低層住宅地や高等教育研究機関である工業高等専門学校の生活拠点となっているほか，隣接する鷹栖町の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 春光台・鷹の巣地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑫春光・末広地域核拠点】

旭川医療センター前付近を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、国道 40 号線沿道の商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第 2 種住居地域を基本とした、医療センター、春光小学校・啓北中学校・藤女子高校等の教育施設、市営住宅を含み、末広公民館や北部老人福祉センターが隣接する拠点。

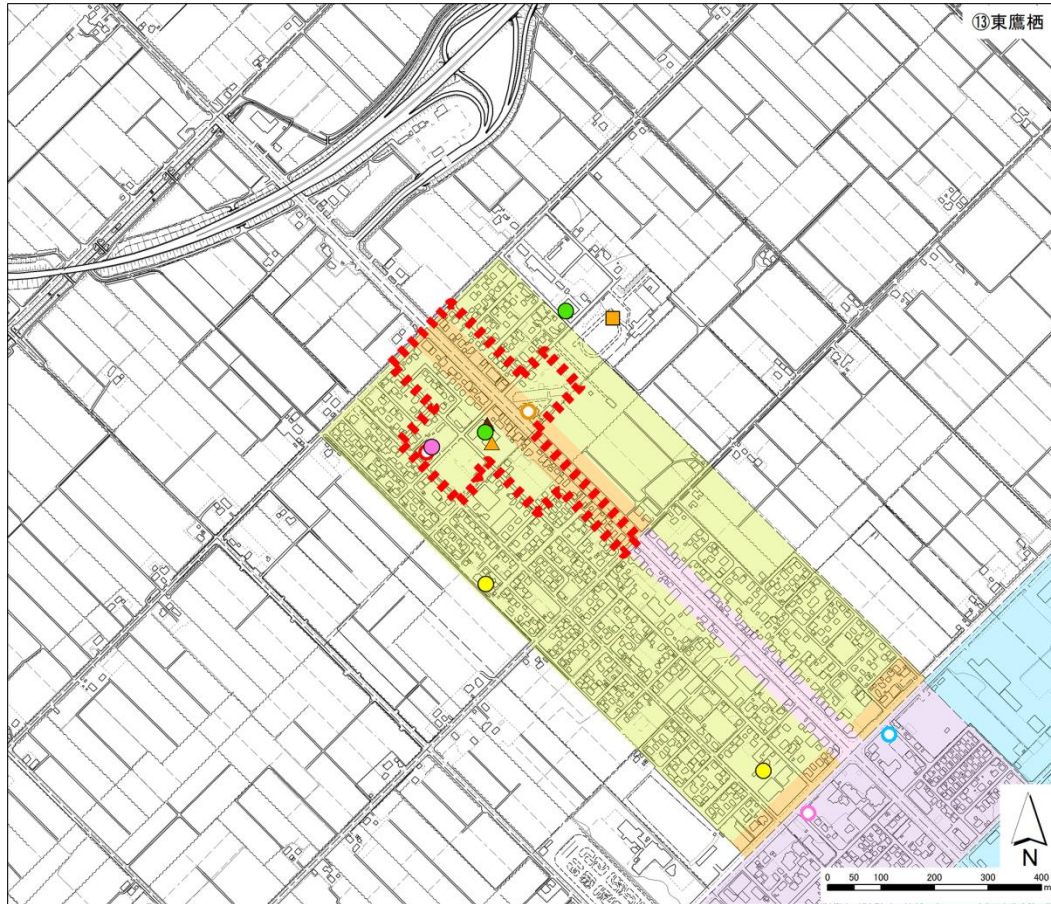


- 地域内人口：約 45.3 千人 (H27) ■ 路線バス：43 系統・運行 344 本 (20.2 本/h)
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院○・診療所○・高齢者福祉施設△・障害者福祉施設○・小学校○
 - ・スーパー○・市窓口×・公民館等△・郵便局○・図書館△・保育所等○
- 拠点の特徴：都市機能が充実しているとともに、公共交通の結節点であることから、周辺の既成市街地の生活拠点となっているほか、隣接する東鷹栖地域や比布町の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： 一般市街地型

図 春光・末広地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑬東鷹栖地域核拠点】

東鷹栖駐在所前を中心とした徒歩圏内（300m程度）で、東鷹栖東旭川通沿道の準住居地域を含む街区を基本とした、地域の拠点施設である東鷹栖支所や公民館のほか、市営住宅を含み、東鷹栖中学校が隣接する拠点。

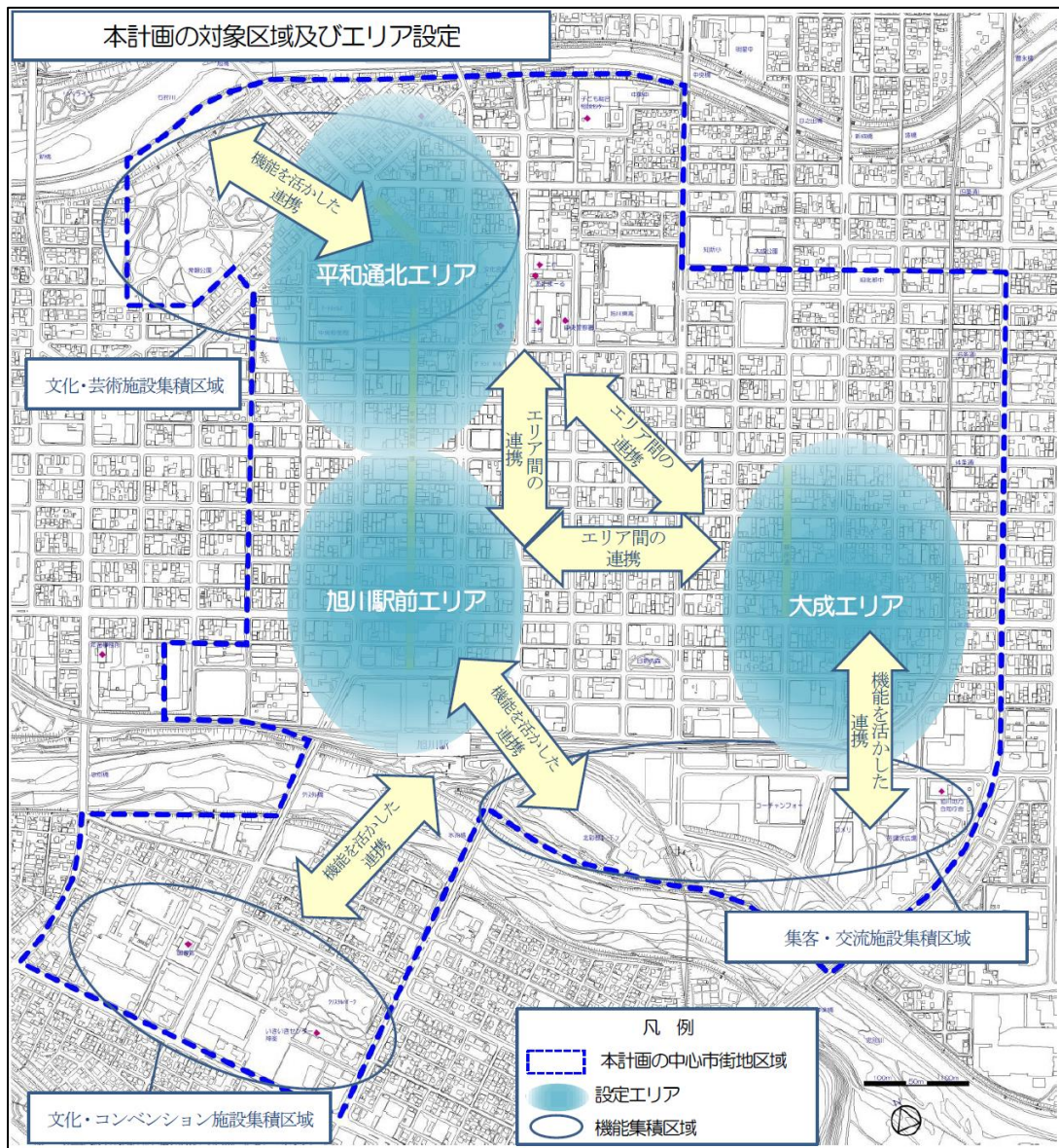


- 地域内人口：約 5.7 千人 (H27) ■路線バス：6 系統・運行 25 本 (1.5 本/h)
- 都市機能 ※○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接
 - ・病院×・診療所×・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設△・小学校×
 - ・スーパー×・市窓口○・公民館等○・郵便局△・図書館○・保育所等○
- 拠点の特徴：中心市街地から離れており、人口・都市機能とも少ないが、合併以前からの旧市街地で、周辺農村部の地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： 郊外型

図 東鷹栖地域核拠点カルテ（抜粋）

■ 高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成

北彩都あさひかわ地区、買物公園、銀座通周辺地区、神楽地区の一部を含む中心市街地においては、市内外から多くの人が集まり、恒常的な賑わいを創出できるよう、これまでに重点的な整備が進められてきた都市基盤や都市機能、交通結節機能等の有効活用を図るとともに、市全体及び周辺市町村を利用圏とする高次な都市機能（大規模商業施設や基幹的な病院，文化・交流施設，行政機関等）の維持・集積を誘導し、北北海道の広域拠点にふさわしい、魅力ある都市空間の形成を目指します。



(出典：旭川市中心市街地活性化基本計画 (H29. 12))

図 旭川市中心市街地活性化計画の対象区域図

[旭川市中心市街地活性化計画]

これまで整備した基盤を最大限活用するとともに、地域や商店街、事業者、行政等が将来の中心市街地のイメージを共有しながら、商業機能の充実やまちなか居住の推進、観光振興など、人の流れを生み出すための取組（動機付け）を考え、実行していくための計画。

[2] 居住の誘導方針

■ 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成

地域核拠点とその周辺及び主要幹線・幹線道路網を中心とする基幹的な交通網沿道など利便性の高いエリアにおいては、既に備わっている都市機能や公共交通等を今後も効率的かつ持続的に活用していくため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発等の誘導を促進し、一定の人口を確保することにより、都市の骨格となる人口密度の高い居住地の形成を目指します。

特に中心市街地においては、土地の高度利用を図るため、医療施設や文化施設等が集積している特性を活かし、多世代交流型集合住宅やサービス付高齢者住宅等の立地誘導を図り、中高層集合住宅を主体とする「まちなか居住」を促進します。

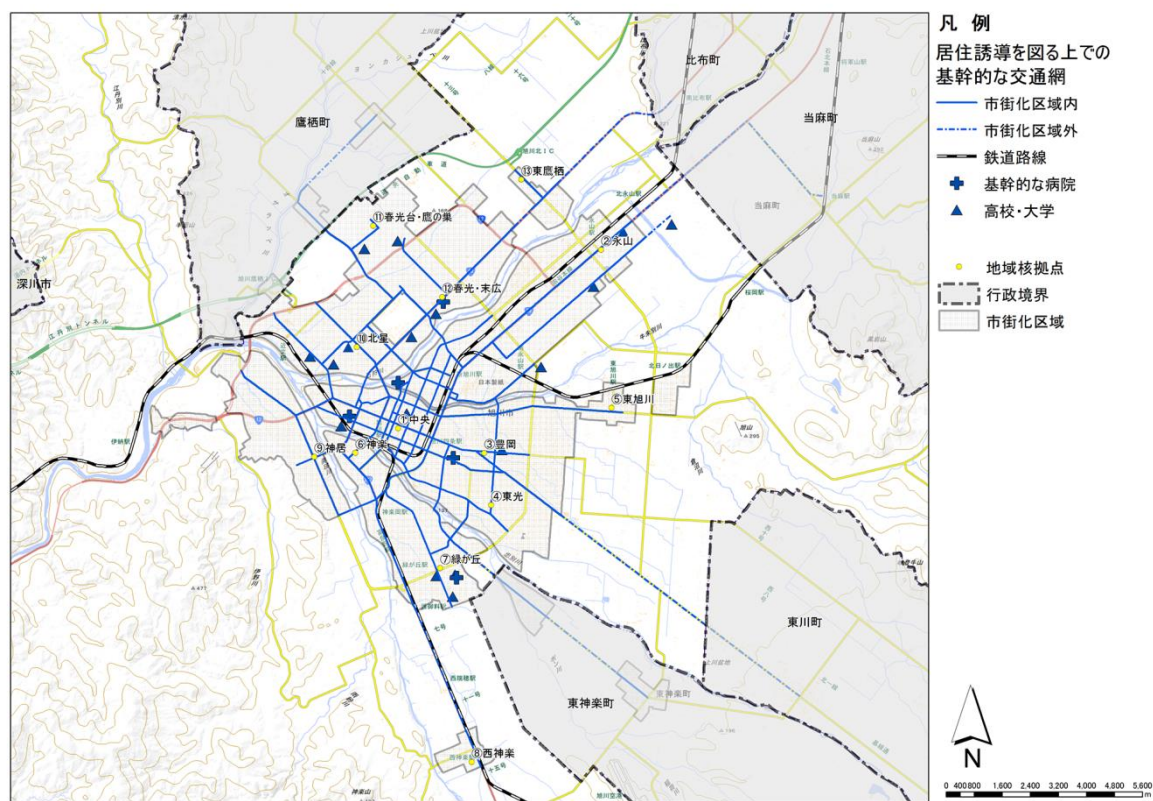


図 居住誘導を図る上での基幹的な交通網

[居住誘導を図る上での基幹的な交通網]

都市計画マスタープランで示す主要幹線・幹線道路網のうち、①地域核拠点や周辺市町村と連絡する主な交通網、②高校や大学、基幹的な病院に通じるバス路線又は運行回数や幅員が一定程度（50本/日・片側2車線）以上確保されたバス路線、③内環状道路内側で幅員が一定程度（片側2車線）以上確保又は計画されている道路など、道路整備の状況や公共交通の利用動向等を踏まえ、コンパクトなまちづくりに向けた居住誘導を図る上で、将来にわたり交通利便性等の確保を目指すべき交通網。

■ 安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保

がけ崩れや地すべり、河川の氾濫による浸水などの災害による被害が特に大きいと想定される区域や、工業・流通を主体とするエリアにおいては、安全かつ健全な土地利用が図られるよう、長期的な視点に立ち、都市の骨格となる居住地への誘導を図るとともに、内環状道路の外側に広がる低層居住エリア等においては、これまでどおりの快適な暮らしや地域コミュニティを維持できるよう、ゆとりある良好な住環境の確保を目指します。

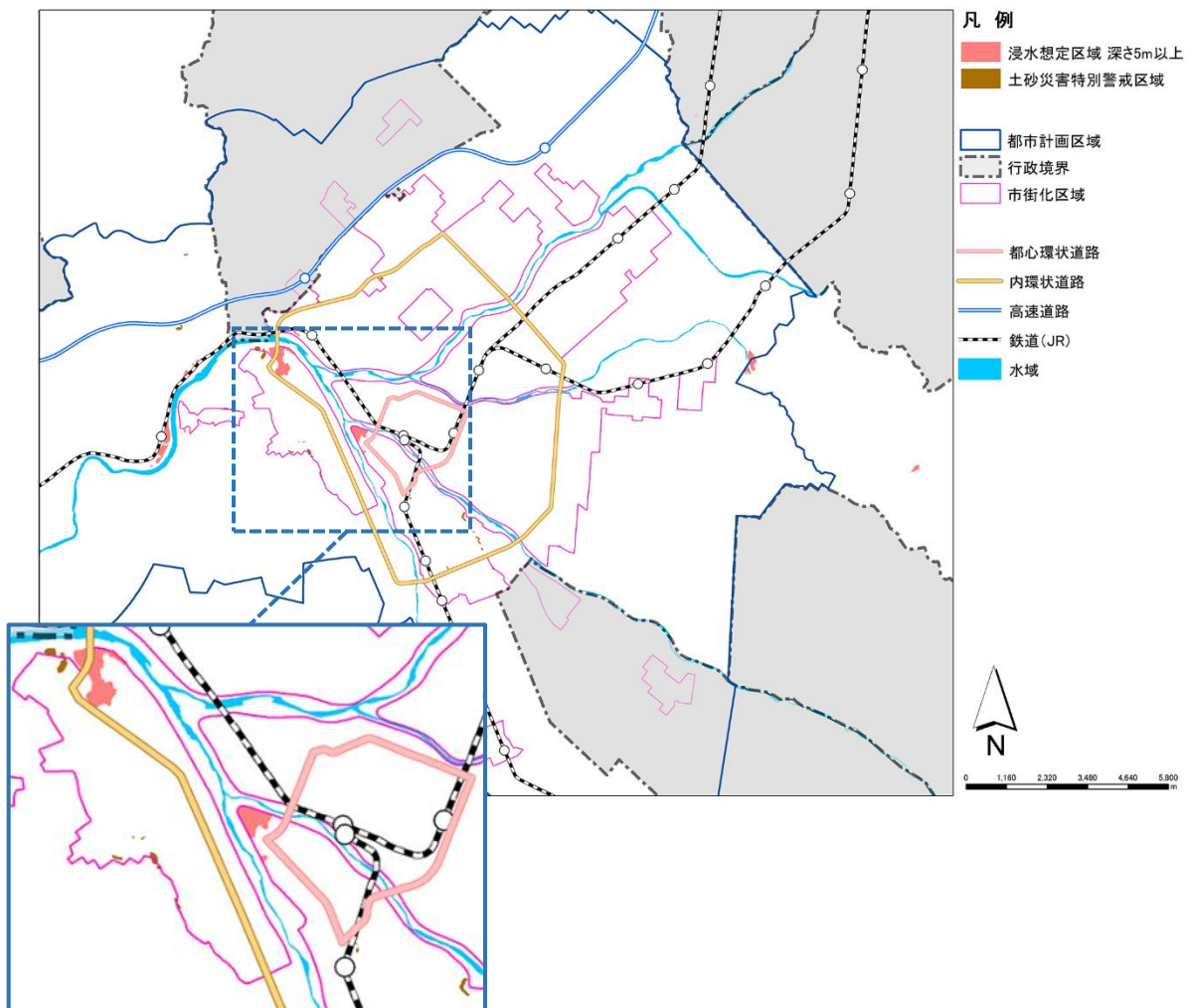


図 災害による被害が特に大きいと想定される区域

[災害による被害が特に大きいと想定される区域]

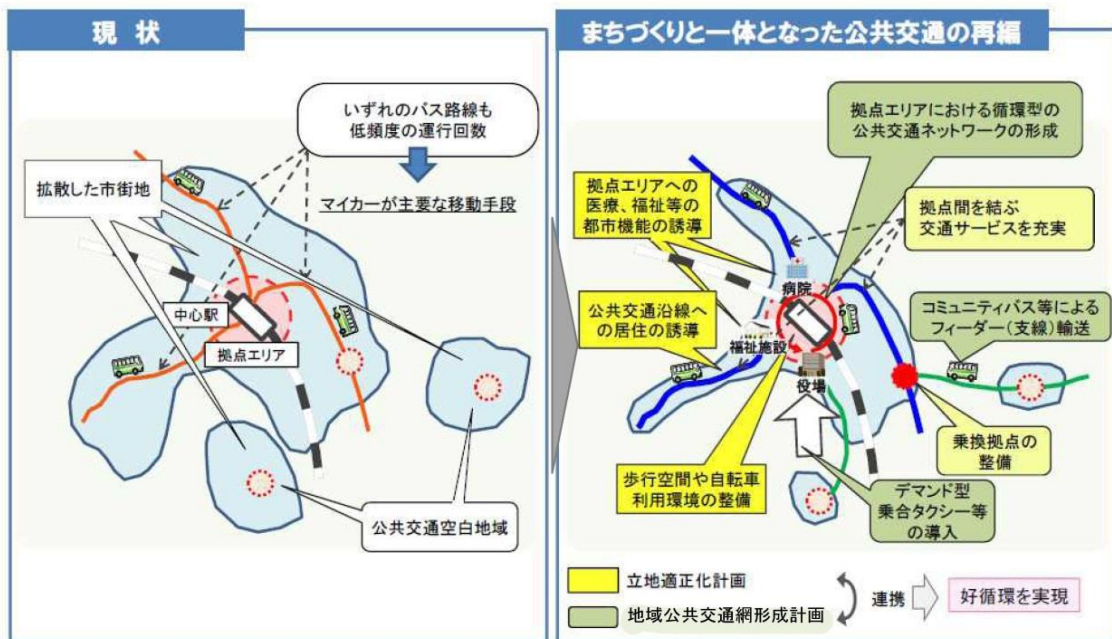
市内各所に指定されている浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害発生の恐れのある区域においては、旭川市地域防災計画に基づき、避難体制の周知や災害防止工事の促進など、様々な水害対策・土砂災害対策を実施し、災害時における居住地等の安全性の確保に努めることとしているが、一時避難場所の指定が行われていない水の深さが5 m以上の浸水想定区域や、土砂災害に対する建築物の構造規制や特定開発行為の許可が必要となる土砂災害特別警戒区域、土砂災害防止対策の推進に関する基礎調査結果により土砂災害特別警戒区域の指定が予定される区域については、より高い安全性が求められるため、災害による被害が特に大きいと想定される区域に位置付ける。

[3] 公共交通等との連携

■ 拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

コンパクトなまちづくりに向けた都市機能や居住の誘導を実現していくためには、交通結節機能が充実している中心市街地と各地域核拠点や周辺自治体、また、広域的な利用が求められる高校・大学、基幹的な病院など公共・公益施設等とを結ぶサービスレベルの高い公共交通ネットワークの形成が必要不可欠となることから、市街地の大半をカバーしているバス路線を中心とした公共交通の利用促進や路線の確保など、旭川市地域公共交通網形成計画における取組と連携を図りながら、利便性が高く、持続可能な交通軸の構築を目指します。

また、地域核拠点やその周辺等においては、日常生活に必要な都市機能の維持に合わせ、身近な生活圏において、高齢者や障がい者など誰もが徒歩や自転車、公共交通等により安心快適に歩いて暮らせるよう、地域の実情に合った交通手段の確保に努めるとともに、歩行空間の整備や駐輪場の確保、待合環境の改善等を行い、交通結節機能の充実を図ります。



[旭川市地域公共交通網形成計画]

地域の公共交通の問題点や課題の解決に向け、まちづくりなど関係分野と連携しながら、面的な公共交通ネットワークの再構築等を目指し、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たす計画。

4-3. 旭川圏都市計画の広域連携

[1] 広域連携の考え方

旭川圏都市計画区域は、旭川市、鷹栖町及び東神楽町の1市2町で構成し、通勤、通学、買物などの日常生活圏等をともにする一体の都市として、総合的なまちづくりを進めています。圏域内においても人口減少や少子高齢化は今後も進行すると予想され、地域経済の低迷や地域コミュニティの衰退などにより、健全な都市経営が困難になると懸念されています。

そのため、これまでに広域的な観点から整備や開発等を進めてきた土地利用や交通施設等の特性を生かしつつ、各市町が持つ都市機能や公共交通網などの機能分担を図り、相互に補完し合いながら、持続可能な都市経営に向け広域連携を強化していく必要があります。



図 旭川圏都市計画区域

[2] 中核都市としての役割

圏域内の中核都市としての役割を担う本市においては、特に中心市街地の活性化を図ることが、圏域全体の魅力向上や経済活動の発展につながると考えられることから、中心市街地を広域拠点と位置付け、高次都市機能（大規模商業施設や基幹的な病院、文化・交流施設など）の維持・集積とともに、各種都市機能が集積している特性を生かし、両町の日常生活に必要な機能を補完するためにも、病院や複合商業施設（買い回り品）等の都市機能の維持を図っていきます。

また、これら都市機能の利用のほか、通勤や通学などにおいても、圏域内での結びつきが特に強いことから、両町と本市の各拠点や都市の骨格となる居住地を結ぶサービスレベルの高い公共交通ネットワークを形成することで、広域連携が図られた持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていきます。

5 誘導区域及び誘導施設等の設定

5-1. 都市機能誘導区域の設定

[1] 都市機能誘導区域設定の考え方

利便性や賑わいが確保された持続的な都市経営を図っていくためには、地域の特性に応じて分類された中心市街地や地域核拠点の役割、目指すべき姿を踏まえ、医療・福祉・商業等といった日常生活を支える都市機能の維持・集積を図っていく必要があります。

その中でも特に多様な都市機能や交通結節機能が集積している中心市街地の活性化を図っていくことが、本市全体の都市活力の向上に寄与すると考えられることから、中心市街地を「都市機能誘導区域」に設定することとし、高次都市機能を中心に必要な機能やサービスの維持・集積を誘導していくこととします。

拠点の分類	中心市街地	地域核拠点 (一般市街地型)	地域核拠点 (郊外型)
拠点の役割	多様な都市機能や交通結節機能の集積を生かした「中心拠点」及び北北海道の「広域拠点」	生活利便施設や公共交通の集積を生かした周辺市街地等の「生活拠点」	合併以前からの旧市街地や周辺農村部等の「地域コミュニティ拠点」
目指すべき姿	日常生活に必要な都市機能のほか、高度な土地利用を図るべき中心部にふさわしい高次都市機能や中高層集合住宅等の維持・集積を図るエリア	病院や複合商業施設、福祉施設等を中心に、日常生活に必要な都市機能の維持及び公共交通網の確保を図るエリア	支所や公民館などを中心に、地域活動に欠かせない都市機能の維持及び他の地域核拠点等との移動手段の確保を図るエリア
該当範囲	「中央地域核拠点」 「神楽地域核拠点」 ※旭川市中心市街地活性化基本計画の対象区域を網羅した範囲	「永山地域核拠点」 「豊岡地域核拠点」 「東光地域核拠点」 「東旭川地域核拠点」 「緑ヶ丘地域核拠点」 「神居地域核拠点」 「北星地域核拠点」 「春光台・鷹の巣地域核拠点」 「春光・末広地域核拠点」	「西神楽地域核拠点」 「東鷹栖地域核拠点」 ※地区人口も少なく、一般市街地との距離が離れている拠点
区域設定	都市機能誘導区域	—	—

[2] 都市機能誘導区域

設定の考え方に基づき、都市機能誘導区域は下図のとおりとします。

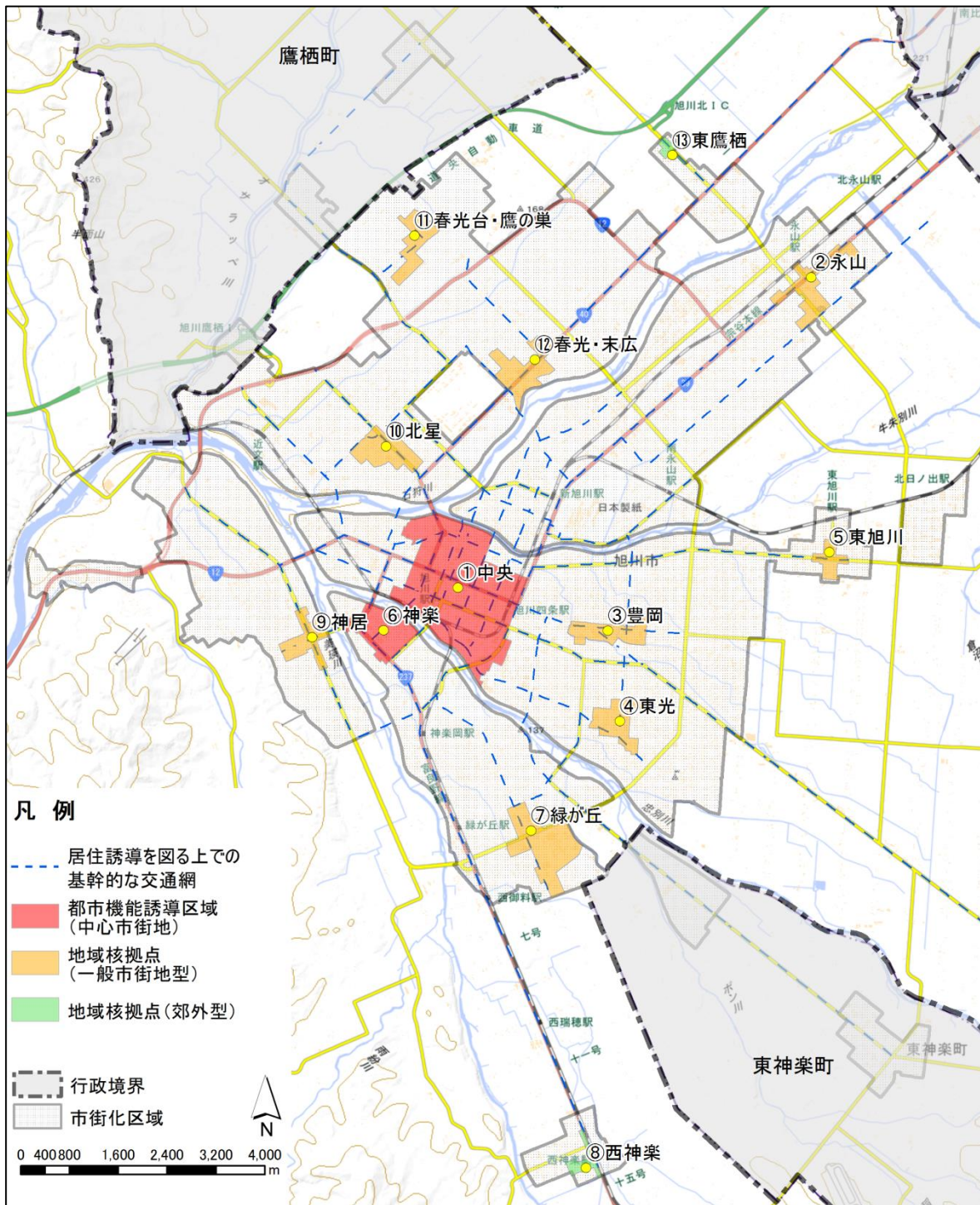


図 都市機能誘導区域

5-2. 居住誘導区域の設定

[1] 居住誘導区域設定の考え方

本市においては、2環状8放射道路を骨格とし、内環状道路の内側には中層居住エリア、外側には低層居住エリアを配置し、まとまりのある居住地を形成していますが、今後の急激な人口減少や少子高齢化に向けては、都市の骨格となるエリアへ居住の誘導を図り、人口規模に見合ったよりコンパクトな都市空間を形成していく必要があります。

そのため、都市機能の誘導を図っていくべき中心市街地や地域核拠点とその周辺、また、将来にわたり交通利便性等を確保すべき、居住誘導を図る上での基幹的な交通網沿道などの徒歩圏を中心に、「居住誘導区域」を設定することとし、人口密度の高い居住地の形成を図るため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発を誘導していくこととします。

なお、居住誘導区域に含まれない既存の良好な住宅市街地においては、これまでどおりの地域コミュニティや暮らしやすさを確保できるよう「一般居住区域」と位置付け、戸建て住宅を中心とした、ゆとりある住環境の維持を図っていきます。

区域範囲	中心市街地及び地域核拠点	中心市街地及び地域核拠点周辺	居住誘導を図る上での基幹的な交通網沿道	市街化区域内の左記以外の良好な住宅市街地
目指すべき姿	地域核拠点等にある都市機能や公共交通網の維持・集積を図るとともに、それらの効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	地域核拠点等にある都市機能の効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	公共交通網の効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	これまで通りの地域コミュニティ等の確保に向け、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境の維持を図るエリア
区域設定	居住誘導区域			一般居住区域

[徒歩圏]

本計画における地域核拠点や居住誘導区域の範囲設定にあたっては「徒歩圏」という考え方を一定の基準としており、その目安として「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省)においても示されている、次の数値を原則として採用する。

【一般的な徒歩圏：800mの範囲 / 高齢者の徒歩圏：500mの範囲 / バス停の徒歩圏：300mの範囲】

[2] 居住誘導区域の設定条件

居住の誘導方針及び居住誘導区域設定の考え方に基づき、区域の設定条件を次のとおりとします。
なお、区域境界は次の設定条件を基本としますが、区域が明確になるよう必要に応じて道路中心線、用途地域界又は地形地物界から設定します。

① 居住誘導区域に含める範囲

- ◇ 中心市街地及び地域核拠点
- ◇ 中心市街地及び地域核拠点の徒歩圏
 - ⇒原則として、拠点の中心から約 800m以内又は拠点区域界から約 300m以内の範囲
(市街地規模の小さい拠点は、中心から約 300m以内の範囲)
- ◇ 居住誘導を図る上での基幹的な交通網沿道の徒歩圏
 - ⇒原則として、沿道から約 300m以内の範囲
 - ⇒鉄道駅から約 500m以内の範囲
(市街地規模の小さい拠点にある鉄道駅からは約 300m以内)
- ◇ その他
 - ⇒上記条件により周辺を居住誘導区域に囲まれた狭小な範囲

② 居住誘導区域に含めない範囲

- ◇ 市街化調整区域
- ◇ 引続き工業・流通を主体とするエリア
 - ⇒工業専用地域及び工業地域
 - ⇒住宅の建設が制限されている地区計画区域
 - ⇒準工業地域のうち、主として工業・流通業務がまとまって立地するエリア
- ◇ 災害による被害が特に大きいと想定される区域
 - ⇒土砂災害特別警戒区域（指定予定地含む。）、急傾斜地崩壊危険区域
 - ⇒浸水想定区域（浸水深5 m以上）
- ◇ ゆとりある良好な住宅市街地の形成を図るエリア
 - ⇒第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 - ⇒戸建て住宅の立地を主体とする地区計画区域
- ◇ その他
 - ⇒総合公園や運動公園、墓地など比較的大規模な公園・緑地等

[3] 居住誘導区域の設定

設定の考え方や設定条件に基づき、居住誘導区域は下図のとおりとします。



図 居住誘導区域

表 居住誘導区域の面積及び人口等

区域面積	約 3,190ha
区域内人口	約 146.3 千人
区域内人口密度	45.9 人/ha
対市街化区域面積割合	40.1%
対市街化区域人口割合	44.7%

注：居住誘導区域の面積は GIS による求積値
人口は区域に重なる 500mメッシュの面積割合から按分算出

5-3. 誘導施設の設定

[1] 誘導施設設定の考え方

都市機能誘導区域である中心市街地においては、北北海道の広域拠点にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図るため、広域的な利用が求められる高次都市機能を中心とした誘導施設の設定を行うこととし、それら施設の維持・集積を誘導していきます。

また、中心市街地や地域核拠点を含む居住誘導区域においては、住み慣れた身近な生活圏で安心・快適な暮らしを続けられるよう、居住機能の誘導を図るとともに、地域の実情や施設の役割等の整理を行い、日常生活に必要な都市機能の維持を図っていくこととします。

[2] 誘導施設の設定

都市機能誘導区域における誘導施設の設定にあたっては、都市の居住者等の共同の福祉や利便のために必要となる高次都市機能のうち、特に多くの人が集まりやすく、恒常的な賑わい創出が期待できる、以下の施設を設定することとします。

なお、宿泊施設やオフィスなどは都市の居住者等に生活に必要なサービス等を提供する機能を有していないことから、誘導施設の設定は行いません。

誘導施設
◇ 市役所
◇ 中核的な病院 ※地域医療支援病院など法令等で定められた拠点的な病院に限る。
◇ 大型複合商業施設 ※その用途に供する部分の延床面積 10,000 m ² 以上のものに限る。
◇ コンベンション施設・大規模ホール施設
◇ 多世代交流型複合施設 ※子育て支援機能や介護福祉機能、医療機能等を組み合わせた上で、多世代が交流できるコミュニティスペースを設けた施設

[3] 都市機能等の配置の方針

誘導区域等の分類に応じ、居住や都市機能の配置の方針は次のとおりとする。

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的交通網沿道 拠点等周辺	
居住機能	一定規模の住宅開発等・集合住宅（低層）	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域	○	○	□	○	
	集合住宅（中高層）	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域	◎	○			
行政機能	市役所	重要な交通結節点があり、賑わい創出が期待できる区域	◎				
	市役所支所・まちづくりセンター	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域		○	○		
	公民館・地区センター等	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
介護福祉機能	老人福祉センター等	地域の高齢者等が容易に利用できる区域	○	○			
	高齢者福祉施設等（通所施設）	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	障害者福祉施設等（通所施設）	障害者が容易に利用できるよう、市内全域	○	○	○	*	*
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者等が容易に移動できる区域	○	○	□	○	
子育て支援機能	保育所・幼稚園・認定こども園	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	児童センター・子育て支援センター	市民が利用しやすい区域	○	○	○		
医療機能	診療所	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	病院	地域の高齢者等が容易に通院できる区域	○	○		□	
	中核的な病院	高齢者等が公共交通を利用し容易に通院できる区域	◎	○			

◎, ○, □ は配置が望ましい施設 (◎←○←□の順で優先) を示し、*は地域の実情に応じて維持が必要となる施設を示す。

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的交通網沿道 拠点等周辺	
商業機能	食料品等 (日用品)	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	複合商業施設 (買い回り品)	地域の賑わい創出が期待できる区域	○	○			
	大型複合商業施設 (10,000㎡以上)	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				
金融機能	郵便局・銀行	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
教育機能	小学校・中学校	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	高等学校	公共交通を利用し容易に利用できる区域	○	○		□	
	大学・専修学校等	公共交通を利用し容易に利用でき、賑わい創出が期待できる区域	○	○			
文化機能	図書館 (分館含む)	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
	美術館・博物館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	○				
	コンベンション施設 ・大規模ホール施設	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				
多世代交流型複合施設(※)		賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
その他	オフィス	賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
	ホテル・旅館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				

◎, ○, □ は配置が望ましい施設(◎←○←□の順で優先)を示し、*は地域の実情に応じて維持が必要となる施設を示す。
 ※ 多世代交流型複合施設は、子育て支援機能や介護福祉機能、居住機能等の表に示す機能(その他を除く)を組み合わせた上で、多世代が交流できるコミュニティスペースを設けた施設を示す。

6

誘導施策と届出

6-1. 都市機能の誘導に向けた主な施策

都市機能の維持・誘導を図るため、関連する計画等と整合を図りながら、地域の実情や社会情勢等の変化を踏まえ、次の事業等の促進又は活用の検討、情報提供などを行います。

①財政・金融・税制上の支援措置

国等の支援策を活用し、対象となる施設の誘導を支援します。

- ◇ 都市再構築戦略事業，都市機能立地支援事業による財政支援
 - ◇ 市街地再開発事業，優良建築物等整備事業，防災・省エネまちづくり緊急促進事業による財政支援
 - ◇ 国による税制措置の活用に向けた情報提供（民間誘導施設等整備事業計画の策定等）
 - ・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例
 - ・誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例
 - ・誘導施設と併せて整備される道路や公園などの公共施設，緑化施設や通路などの都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置
- など

②都市計画制度の運用

立地適正化計画に即した都市計画の見直し等を行います。

- ◇ 用途地域等の地域地区の決定又は変更
- ◇ 地区計画の決定又は変更
- ◇ 道路や駐車場等の都市施設の決定又は変更
- ◇ その他，必要に応じた都市計画の見直し など

③その他

立地適正化計画に即した既存施策の見直しや新たな施策を行います。

- ◇ 公有地や公共施設活用の促進
 - ・都市機能誘導区域内の公有地を活用した誘導施設等の誘導の促進
 - ・公共施設の再編等にあたって，施設の用途に応じて誘導区域内への立地の促進
 - ・公共施設の再編等によって生み出された空き地や空き施設の適切な活用の促進
 - ◇ 低未利用地や空き店舗の活用の促進
 - ・空き地などの低未利用地を活用した誘導施設の立地をはじめ，空き店舗の適切な活用の促進
 - ◇ 補助採択要件・基準等の見直し
 - ・商業支援や施設整備等に関わる様々な補助制度や支援策について，必要に応じて本計画に配慮した採択要件や評価基準等の見直し
- など

6-2. 居住の誘導に向けた主な施策

居住環境の向上，公共交通の確保等によって居住の集約化を図るため，関連する事業等と整合を図ながら，社会情勢等の変化を踏まえ，次の事業等の推進又は活用の検討，情報提供などを行います。

- ◇ 中心市街地におけるまちなか居住推進（住み替え情報の提供等）
- ◇ 市街地再開発事業，優良建築物等整備事業，防災・省エネまちづくり緊急促進事業（区域内の集合住宅立地支援）
- ◇ 公営住宅整備事業（区域外の公営住宅の除却，統廃合等）
- ◇ スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅の整備）
- ◇ 都市・地域交通戦略推進事業（公共交通等の整備）
- ◇ 公共交通乗り継ぎ環境の向上（バス待合環境の改善，サイクル&バスライドの充実等）
- ◇ 歩行空間や自転車通行空間の確保（段差解消や適切な幅の歩道確保等）
- ◇ 空き家再生等推進事業（不良住宅等の除却等）
- ◇ 都市計画の見直し など

6-3. 都市機能や居住の誘導に関する届出

[1] 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを市が把握し、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行うため、当該区域で次の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに本市への届出が必要となります。

■ 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

■ 建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の新築する場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

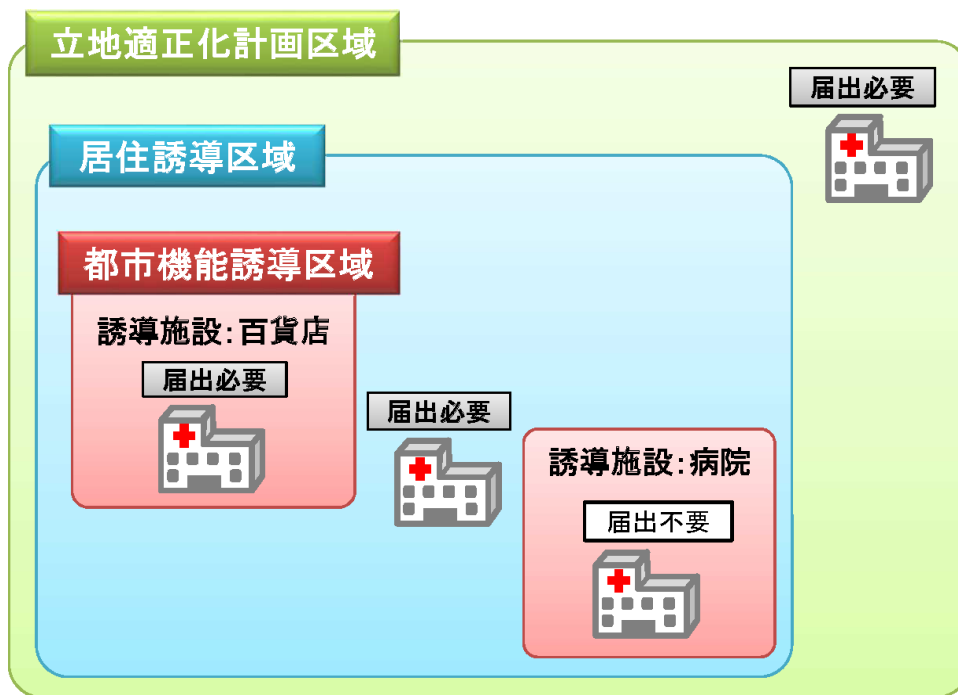


図 誘導施設の建築等において届出対象となる例

※ 届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告や措置を行うことがあります。

[2] 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを市が把握し、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行うため、当該区域で次の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに本市への届出が必要となります。

■ 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

■ 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

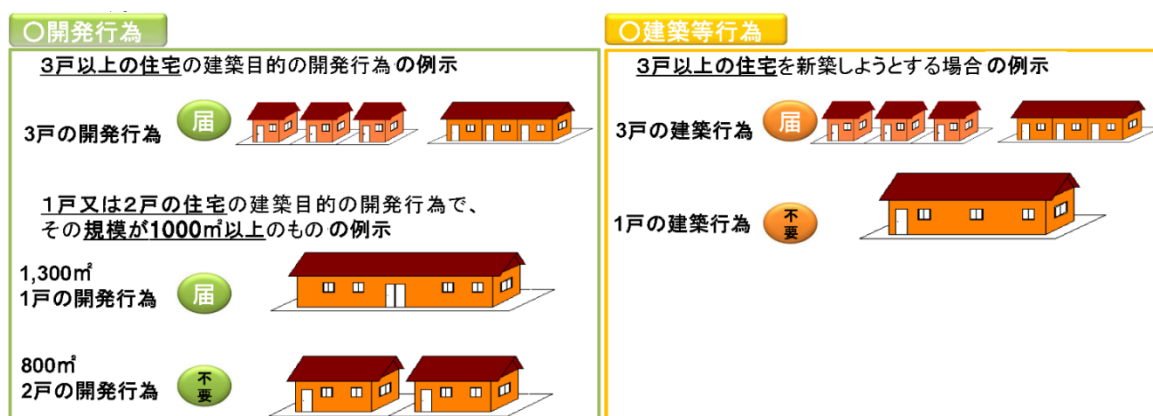


図 居住誘導区域外において届出対象となる行為の例

※ 届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告や措置を行うことがあります。

7 計画の実現に向けて

7-1. 取組の目標（指標と目標値）の設定

本計画で目指す都市像を「誰もが徒歩と公共交通により安心快適に暮らせる都市」と「北北海道の都市活力を牽引する都市」としており、これらの達成状況を示す指標とその目標値を次のとおり設定します。これらの指標の達成状況を随時、確認することにより、本計画に係る取組の効果検証を行うこととします。

○誰もが徒歩と公共交通により安心快適に暮らせる都市

指標	基準値	目標値 (平成 48 年)	参考値 (※3) (平成 48 年)
居住誘導区域内の人口密度 (人口減少が進む中でも人口密度が維持されているかを数値で計ります)	45.9 人/ha (平成 27 年)	45.9 人/ha	36.9 人/ha
居住誘導区域内の基幹公共交通カバー率 (公共交通が維持されているかを数値で計ります)	88.4% (平成 27 年)	88.4%	—
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合 (※1) (快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります)	38.8% (平成 29 年)	49%	—

○北北海道の都市活力を牽引する都市

指標	基準値	目標値 (平成 48 年)	参考値 (※3) (平成 48 年)
中心部の歩行者数 (※1) (中心部に賑わいがあるかを計ります)	117,635 人 (平成 29 年)	145,000 人	—
都市機能誘導区域における主要施設カバー圏内の人口 (※2) (まちなか居住の推進に必要な、主要な都市機能が、中心部に維持されているかを数値で計ります)	医療施設	12,567 人 (平成 27 年)	13,195 人
	商業施設	12,745 人 (平成 27 年)	13,382 人

※1＝第8次旭川市総合計画の成果指標から採用した指標

中心部の歩行者数は旭川平和通買物公園通行量調査（平日・休日）の平均値

※2＝都市機能誘導区域である中心市街地においては、恒常的な賑わいを創出するとともに、本市のみならず、北北海道の広域拠点にふさわしい施設の誘導を図ることとしています。また、本市ではまちなか居住を推進していることから、都市機能誘導の指標として、誘導施設の中でも、特に、日常生活面で重要と考えられる、医療施設、商業施設の状況を重要視していきます。

※3＝社人研による人口推計結果から算出

7-2. 計画の進捗管理

本計画は長期的な視点から本市の総人口が現在の約半数と推計されているおおむね 50 年後を見据えつつ、都市計画マスタープランと同じく平成 48 年度を目標期間としていますが、本計画で位置づけた各種施策が今度どの程度効果を発揮しているかを評価し、必要に応じて誘導区域や誘導施策等の見直しを行うために、概ね 5 年を 1 サイクルとする PDCA サイクルを取り入れ、設定した指標とその目標値による効果検証を行いながら、社会状況の変化や関連計画の改定等を踏まえ、施策・事業等の見直しを行います。

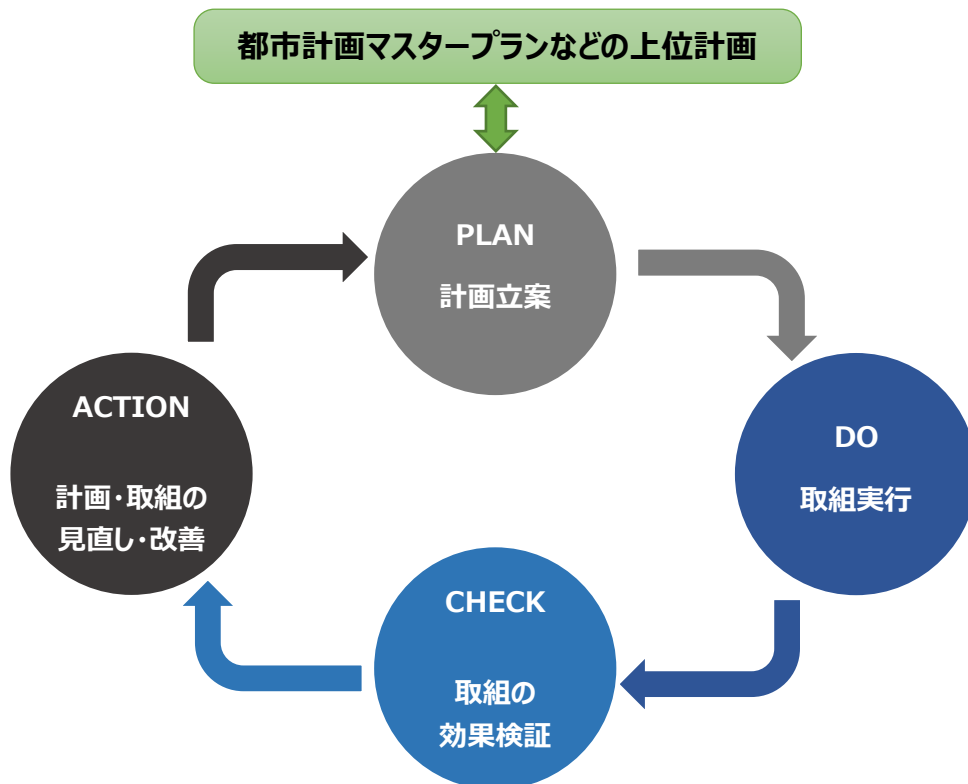


図 PDCA サイクル

旭川市立地適正化計画の策定経過

会議等	開催日	議題等
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 5 月 9 日	立地適正化計画の概要説明等について
「旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画」庁内調整会議（第 1 回）	平成 29 年 5 月 31 日	立地適正化計画の概要説明等について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 1 回）	平成 29 年 6 月 13 日	立地適正化計画の概要説明等について
若い世代とのまちづくり意見交換会	平成 29 年 7 月 6 日	地域の核となる拠点エリアのまちづくりについて
「旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画」庁内調整会議（第 2 回）	平成 29 年 7 月 11 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 2 回）	平成 29 年 7 月 12 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 7 月 13 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 3 回）	平成 29 年 9 月 14 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
各まちづくり推進協議会との意見交換会	平成 29 年 10 月 6 日 ～平成 29 年 12 月 4 日	「各地域の核となる拠点エリア」とまちづくりについて
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 4 回）	平成 29 年 10 月 10 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について（2 回目）
「旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画」庁内調整会議（第 3 回）	平成 29 年 10 月 12 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 10 月 19 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
「旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画」庁内調整会議（第 4 回）	平成 30 年 1 月 17 日	旭川市立地適正化計画素案について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 5 回）	平成 30 年 1 月 18 日	旭川市立地適正化計画素案について
旭川市都市計画審議会	平成 30 年 1 月 22 日	旭川市立地適正化計画素案について
意見提出手続	平成 30 年 1 月 29 日 ～平成 30 年 2 月 28 日	旭川市立地適正化計画素案について
「旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画」庁内調整会議（第 5 回）	平成 30 年 3 月 予定	旭川市立地適正化計画案について
旭川市都市計画審議会	平成 30 年 3 月 予定	旭川市立地適正化計画案について